**福岡県と県内全市町村からのお知らせです！**

**平成２９年度から県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底します**

**～「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない」ということはありませんか？～**

福岡県内全市町村は、給与所得者（従業員）の方々の納税の利便性の向上と税負担の公平性を図るため、平成２９年度課税分から次の取組を一斉に実施します。

①　特別徴収未実施の事業主の方を対象に、特別徴収義務者の指定を徹底します。

②　既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方の特別徴収への切り替えを徹底します。

これに伴い、平成２９年１月に提出する給与支払報告書から、全ての事業主の方において、普通徴収に係る取扱いと事務手続きが下記のように一部変更となります。

①特別徴収を行わないことができる者を福岡県内全市町村で統一した要件として設けます。

**特別徴収を行わないことができる者**

１　次の条件に該当する従業員の方の個人住民税は、事業主の方からの**申請により普通徴収（従業員の方が納付書で年4回に分けて納付する方法）とすることもできます。**

**【給与所得者（従業員）】**

A　退職者又は給与支払報告書を提出した年の５月３１日までの退職予定者

B　給与の支払いがない月がある者

C　年間の給与の支払金額が、９３０，０００円以下である者

D　他から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）

E　事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）

２　次の条件に該当する事業主の方は、**申請により特別徴収を行わないこともできます。**

**【給与支払者（事業主）】**

　　F　常時２人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする者

　 または、他市町村を含む給与受給者総数が２人以下である者

 給与受給者総数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者数です。

　 ただし、上記Ａ～Ｅの給与所得者の要件に該当する者を除きます。

②上記要件に該当し、特別徴収することが困難な従業員の方がいる場合は、事業主の方から「普通徴収申請書」による申し出が必要になります。

**具体的な手続きはこうなります！**

◆上記Ａ～Ｆに該当する？

**はい**

◆特別徴収できる？

**はい**

**いいえ**

**事業主の方が、給与支払報告書の提出とあわせて普通徴収申請書を提出**

**いいえ**

**普通徴収（市町村へ自分で納付）**

従業員の方に納税通知書が届きます

**特別徴収（給与から差し引き、市町村へ納入）**

５月末までに事業主の方に特別徴収税額の通知が届きます

**※普通徴収申請書の様式は、全市町村分を順次、県のホームページにも掲載しています。**

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください

「個人住民税　特別徴収推進のひろば」

■お問い合わせ先

【制度に関すること】

福岡県税務課個人住民税徴収機動班

☎０９２・６４３・３０４９

【手続きに関すること】

　各市町村個人住民税担当課

**福岡県　特別徴収推進　　検索**